

建設リサイクル推進計画 2020（仮称）（案） 主要論点

<論点の抽出と委員会での意見交換について>

○委員から事前に提出頂いた御意見を踏まえ、委員会で「建設リサイクル推進計画 2020（仮称）」（案）を提示しました。

○その中で修正等の対応が困難であったもの、御意見の多かったもの、事務局で対応について苦慮したものを、主要論点として抽出しました。

○そして、委員会において、主要論点毎に事務局で作成した案（本ペーパーでいう、「委員会で提示した対応方針案」等）について説明し、さらに委員から御意見を頂き、それらを踏まえ、最終対応案を作成いたしました。なお、論点以外に頂いた意見については、対応表に掲載し、修正等で対応しています。

主要論点1：次期推進計画のタイトル

(1) 事務局伺い

現時点では、次期建設リサイクル推進計画のタイトルを「建設リサイクル推進計画2020（仮称）」のほかに斬新な案があるかどうか、自由にご提案をお願いします。

(2) 委員会で頂いた御意見

- ・サブタイトルを入れてはどうでしょうか。リサイクルの「質」が見えるような内容がよいかもかもしれません。
- ・「循環経済（Circular Economy）」のような言葉を混ぜるのもありかもかもしれません。
- ・サブタイトルをつけることに賛成します。

(3) 最終対応案

タイトルについて「建設リサイクル推進計画2020」～「質」を重視するリサイクルへ～と修正させていただきます。

(1) 事前に頂いた御意見等

「(1) はじめに～社会情勢と計画策定～」及び「(2) 建設リサイクル推進計画2014のレビュー」は、計画の位置づけとは無関係なので、「1. 本計画の位置づけ」から独立させて、「1. はじめに」とした方がわかりやすい。

(2) 委員会で提示した対応方針案

「1. 本計画の位置づけ」を「1. これまでの経緯と本計画の位置づけ」等として、対応。

【修正案（下線部は追加した部分）】

1. これまでの経緯と本計画の位置づけ

- (1) はじめに～社会情勢と計画策定～
- (2) 建設リサイクル推進計画2014のレビュー
- (3) 実施主体及び対象

・・・

(3) 委員会で頂いた御意見

- ・頂いた提案に賛成します。
- ・トレーサビリティや Society5.0 に関わるかもしれませんが、リサイクル材が入っていない分野（リサイクル材に置き換えができそうだが、バージン材しか使わない分野）とその量については、今後の課題として記述しなくてよいでしょうか。リサイクル材投入先の新規分野を示すものとして良いのではないのでしょうか。私が知っている範囲ではテトラポットや港湾系の一部土木材料はバージン材のみかと思います。（事務局より、リサイクルとバージンの市場があることから慎重に検討させて頂きたい旨回答。）

(4) 最終対応案

構成について対応方針案にご賛同頂きましたので、「1. これまでの経緯と本計画の位置づけ」とさせて頂きます。

主要論点3：廃プラスチック [p. 14]

(1) 事前に頂いた御質問等

- ・ 廃プラ排出量のうち、建材が 62 万トン¹となっています。仮に、「廃プラスチック（廃塩ビ管除く）」の最終処分率 28.1%をかけ算すると、17 万トンになります。これは、センサス確定値参考資料 1-8 図 7. 品目別最終処分量²の「その他」39 万トンに含まれる理解で良いでしょうか（※）。
- ・ 仮に、品目別最終処分量の「その他」39 万トン最終処分量に廃プラスチックが含まれているならば、占める廃プラスチックの割合は廃アスファルト・コンクリート塊（10 万トン）より多く、コンクリート塊（25 万トン）や建設発生木材と同じレベルです。産業廃棄物全体の最終処分量は 1000 万トン程度、建設廃棄物は 200 万トン程度なので、建設系廃プラスチックの最終処分量削減は重要な課題であると思います。
- ・ この仮説が正しいならば、P. 14 では排出量のみ注目するのではなく、もっと掘り下げて課題認識すべきであると思いました。また、計画本体の取組でも廃プラスチックでももう少し記載すべきと思いました。廃プラは民間建築で多いとすれば、対応方針も比較的立てやすいように思います。

¹ 「リサイクルデータブック 2019」（一社 産業環境管理協会）

² 平成 30 年度建設副産物実態調査結果（確定値）参考資料
(<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001334705.pdf>)

(2) 御質問に対する事務局の回答

- 平成30年度建設副産物実態調査結果によると、下図のとおり、最終処分される廃プラスチック類は総搬出量49.2万トンから13.8万トン、廃塩化ビニル管・継手は総搬出量2.5万トンから1.1万トン。合計すると14.9万トンとなります。一方で、これら以外に、建設混合廃棄物の中に含まれる廃プラスチック類も存在するのも事実です。
- そして、これら最終処分される廃プラスチックは、ご指摘のあった「センサス確定値 参考資料1-8 図7. 品目最終処分量」の「その他39万トン」に含まれます。

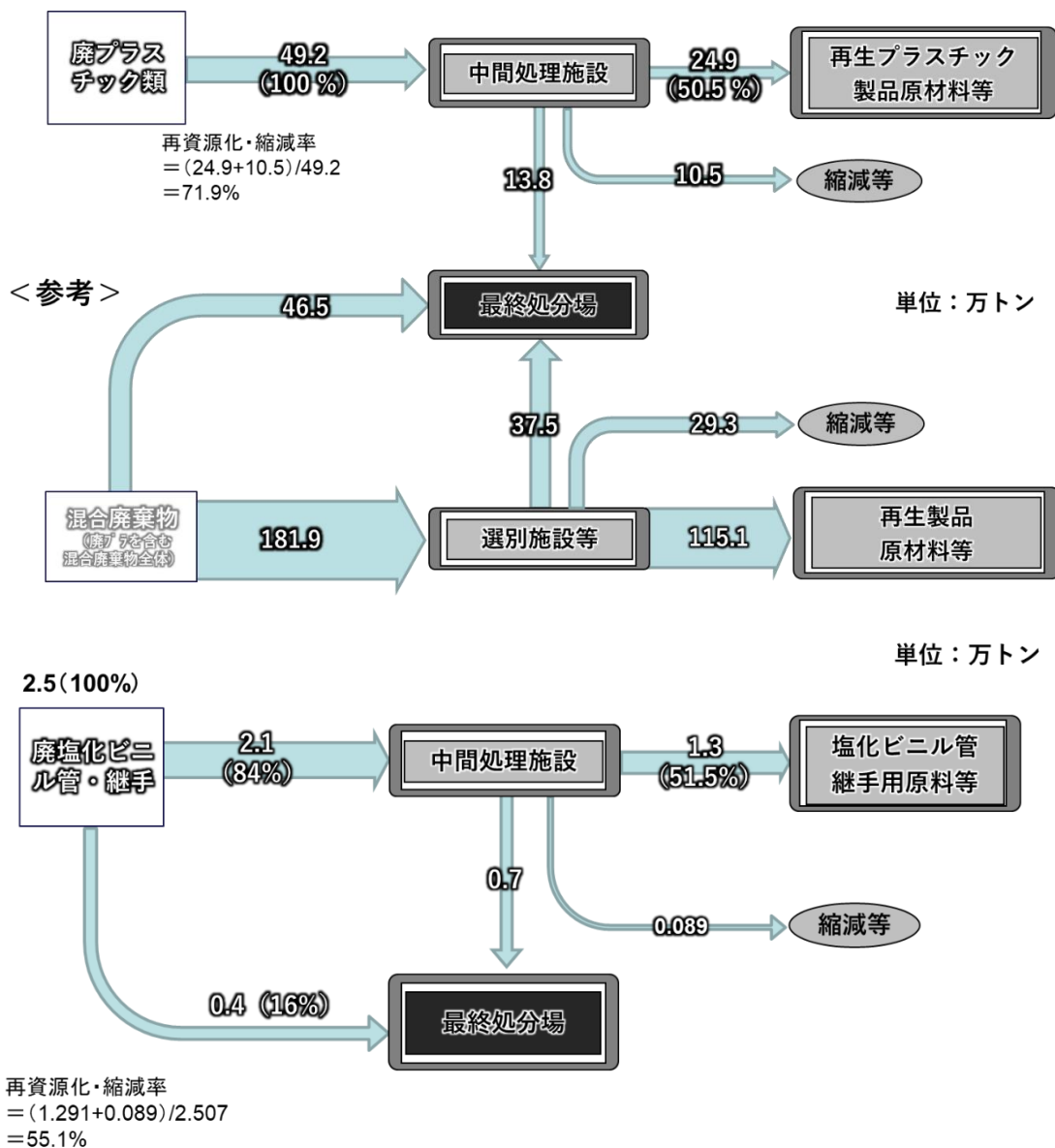


図 建設工事における廃プラスチック類（上）、廃塩化ビニル管・継手（下）の搬出状況（第13回委員会資料）

- ・そして、これら最終処分される廃プラスチックは、ご指摘のあった「センサス確定値 参考資料1-8 図7. 品目最終処分量」の「その他 39万トン」に含まれます。
- ・また、廃プラスチック排出量に廃塩ビ管が含まれる、いないにかかわらず、ご指摘の通り廃プラスチック排出量の約 28%が最終処分されているという結果に大きな差異はありません。
- ・よって、ご指摘の通り、建設系の廃プラスチックの最終処分量の全体的なシェアは小さいものの、建設分野の中で見た場合は、廃アスファルト・コンクリート塊と同程度の規模で排出されており、重要な課題と考えられます。

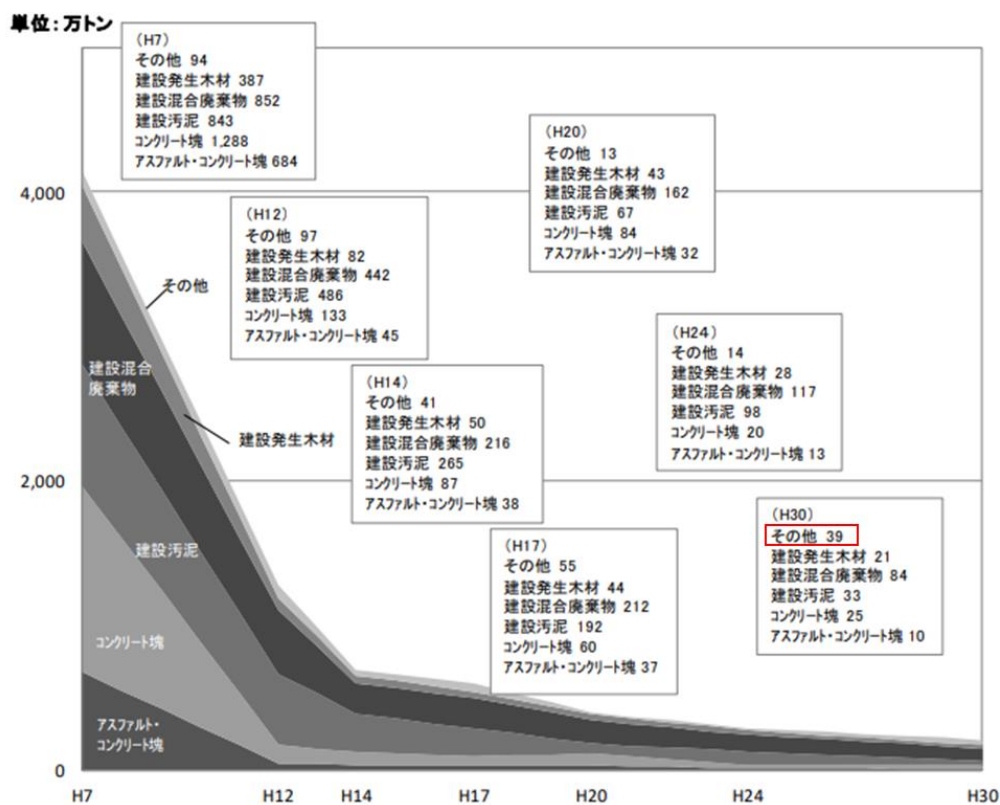


図 品目別最終処分量 (第 13 回委員会資料)

- ・次に、下図のように、民間が主体となる建築工事から搬出される廃プラスチック類は建設分野全体の排出量の約8割（新築・増改築工事54%、解体工事19%、修繕工事10%）を占めています。
- ・そして、廃プラスチック類は、全て建設工事から中間処理施設へ搬出されており、その一部が最終処分されています。よって、産業廃棄物処理業者と連携して、現場分別の効率化及びリサイクルルートの確保が必要と考えています。

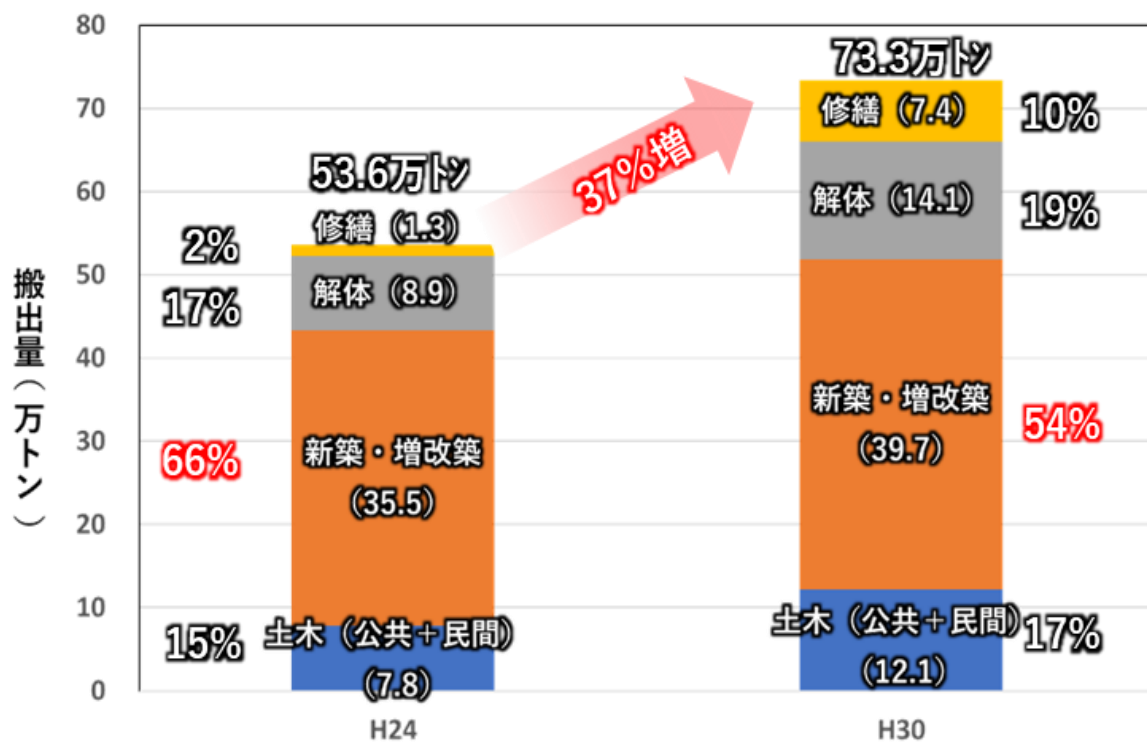


図 建設工事から排出されるプラスチック量（第13回委員会資料）

- ・ これらを踏まえ、関係団体にヒヤリングしたところ、廃プラスチック類に対して次のような取り組みを実施する予定と伺いました。

- ① 廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施
- ② 産業廃棄物処理業者との連携の推進
- ③ ポスター等による廃プラスチックの分別方法の普及・啓発の推進。

(3) 委員会で提示した対応方針案

- ・ 原案に下線部を追記し、建設分野での廃プラスチックの重要性について触れるとともに、「再生資材の利用促進」の中に施策を盛り込むこととさせて頂きたいと思えます。

【修正案（下線部等：修正・追加した部分）】

< 廃プラスチック > [p. 14]

2017 年以降、中国、東南アジア諸国で廃プラスチックの輸入が禁止されたことにより、国内における資源循環体制の整備が必要となっている。廃プラスチックの対応については、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」でも求められており、廃プラスチックの 3 R 等を行うための取組が必要となっている。廃プラスチックの排出量について、分野別の内訳を見ると、建材は 2017 年時点で約 62 万トン³となっており、全体のうち約 7%の割合であるものの、分野別で見れば 4 番目に大きい値となっている（図 2-8）~~ことから、留意する必要がある。~~

一方で、平成 30 年度建設副産物実態調査によると、廃プラスチックの排出量のうち約 3 割⁴が最終処分されていると推定される。仮に、建材の廃プラスチックの総排出量は約 60 万トンとすると、約 18 万トンが最終処分されていると推定できる。この量は、最終処分される廃アスファルト・コンクリート塊（10 万トン）より多く、最終処分される廃プラスチックの削減は重要な課題である。そして、廃塩化ビニル管・継手を除いた廃プラスチックは、①中間処理施設に搬出され、その一部が最終処分されること、②その 8 割は民間が主体となる建築工事から搬出されることから、その最終処分の削減には、産業廃棄物処理業者と民間企業の連携が重要であ

³ リサイクルデータブック 2019（（一社）産業環境管理協会 資源・リサイクル促進センター）

⁴ 廃プラスチック類 49.2 万トンのうち、13.8 万トンが、廃塩化ビニル管・継手 2.5 万トンのうち、1.1 万トンが最終処分されることより、推定。

る。

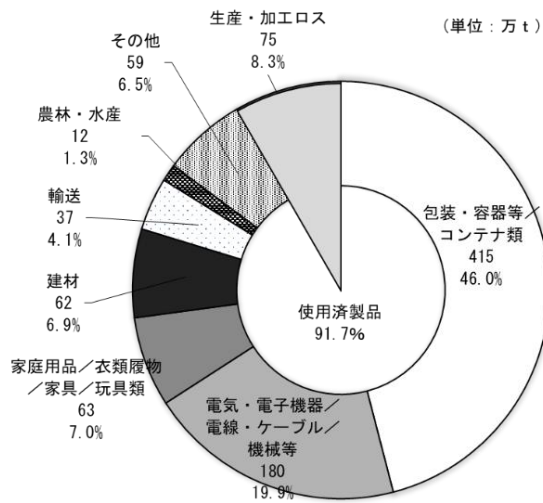


図 2-10 廃プラスチック排出量 903 万 t の分野別内訳 (2017 年)

1 再生資材の利用促進 [p. 19]

○廃プラスチックの分別によるリサイクルの促進 (新規、各地方協議会)

建設工事から発生する廃プラスチックの分別によるリサイクルを促進するため、廃プラスチックのデータ等の収集・分析の実施を検討するとともに、意見交換・処理施設視察等により、産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

10 広報の強化 [p. 24]

○解体工事等における適正な現場分別、分別解体のための取組 (継続、広報推進会議)

解体工事における技術者の確保、現場作業員の育成およびコンプライアンスの遵守など、解体工事業の適正な施工体制の確保に努める。併せて、適正な分別解体の実施を確保するため、現場分別マニュアルの普及・活用及び現場巡回等を実施する。また、分別方法の例示等を含めたポスター等の普及・啓発により、廃プラスチックの分別によるリサイクルを促進する。

(4) 委員会で頂いた御意見

- ・分析を掘り下げていただけてありがたい。これまでの取組により建設リサイクルが進み、廃プラスチックの課題が浮彫になってきたと考えます。今後、注視していくべきです。
- ・廃プラスチックについて記載していただくことは重要です。重さで考えると数%だが、かさ（容量）から行くと相当な量となります。強調して頂けて良かったです。
- ・最終処分量の記述が入り良くなりました。一方で、関係団体の取組に記載されていますが、分別が進めば最終処分量の減少、リサイクル率の改善につながるかというのには疑問があります。中間処理業者にアンケートを取った際に廃プラは行き先がないことから、受け入れたくないという声もあります。このため、分別より、廃プラスチックの受け入れ先を作ることや最終処分されないようにするためのリサイクル技術の開発が先ではないかとも感じます。（事務局からは、受け入れ先がないことはよく伺うが、なかなかデータがない中で計画に記載するのが難しい状況である旨回答）。
- ・最終処分されている物質の組成が把握できていません。廃プラスチックは、汚れた状態で排出され、リサイクルに適さない状態のものが多く、きれいな状態を出すことによって改善されると考え、分別の取組を行うことを考えています。建設現場では養生材、梱包材もありますが、具体的なデータがないため、データを分析したいと考えています。
- ・これまでの委員たちの議論を踏まえ、施策についてももう少し具体性をもって記載したほうがよいのではないかと思います。例えば、収集、分析の実施まで言及した方がよいのではないかと思います。
- ・業界としても勉強しているところです。このような書きぶりで問題ないかと思います。

（５）最終対応方針案

- ・委員会でのご意見は事務局案に対して肯定的なものが多数を占めており、廃プラスチックの課題分析部分については修正すべき等の意見はなかったことを踏まえ、次のとおり対応させて頂きたい。

【修正案（下線部等：修正・追加した部分）】

○廃プラスチックの分別・リサイクルの促進（新規、本省及び各地方協議会）

（前略）、廃プラスチックのデータ等の収集・分析を実施するとともに、意見交換・処理施設視察等により、産業廃棄物処理業者と民間企業との連携を促進する。

(1) 事前に提出された御意見等

- ・「2. 中長期的に目指すべき方向性」に、「(3) Society 5.0 (情報化社会から超スマート社会へ)」を記載。

(3) Society 5.0 (情報化社会から超スマート社会へ)

IOT、AI、ロボット等の革新技術を最大限活用することにより経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた「あるべき姿」を追求するための連携が必要である。

①デジタル手続き法案への対応

建設副産物は、建設現場から中間処理・再資源化施設を介し、その多くは再生資源として循環利用されている。今後、契約・物流・適正処理等の情報がデジタル処理され、ビッグデータとして国内外で活用される社会を想定し、副産物物流情報を行政報告、商業利用、統計処理に活用できるよう、企業・省庁間の連携を深める必要がある。

②環境配慮設計および環境配慮契約法への対応

建設業の製品は長期耐久材であり、更新・解体時には構造・素材情報が必要となる。また、建築物等は長期間CO2の排出源となる。従って、資材についてはサプライヤーとの合意形成の場、製品については、リサイクル性能や省エネ性能(建築確認申請)をBIM・CIMデータとして保管し、LCD(ライフサイクルデザイン)・スコープ3等での評価が必要である。2030, 50年の目標達成のためには、設計段階の環境性能を調達要件とするための指標化が必要である。

(2) 委員会で提示した対応方針案

- ・Society 5.0 (情報化社会から超スマート社会へ)の重要性は理解しますが、建設リサイクルがこの中において主要な役割を担うとまでは考えられません。
- ・行政情報が行政報告、商業利用、統計処理に活用できるように企業・省庁間の連携を深めることの重要性も理解できますが、建設副産物にかかわる情報はその主要な情報とは言い難く、また、ビッグデータといえるほどの情報量もありません。
- ・環境配慮設計等については、「社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み」で、現時点の取り組みは最大限表現できていると考えています。

- ・よって、本計画においては、原案のままとさせて頂きたいと思います。

(3) 委員会で頂いた御意見

- ・ここまでしっかりと書くのは難しいのは理解しますが、方向性として IOT を積極的に取り入れることは書いてもよいのではないのでしょうか。論点9と併せて記載するのかもしれませんが。
- ・現状の書きぶりでよいのではないのでしょうか。「社会情勢の変化を踏まえた排出抑制に向けた取り組み」にも書いていますし。付け足すとしたら BIM, CIM につなげる記述があると良いかもしれません。
- ・マニフェストの枚数は相当あるように思いますが、ビックデータではないのでしょうか。廃棄物でない発生土のトレーサビリティには使いづらいかもしれませんが、いろいろと分析できる気がします。
- ・Society5.0 に関して、都市情報の高度デジタル基盤データ（デジタルスマートシティ）の構築に基づく、LCA, LCD, BIM, CIM といったと書きぶりにしてもよいのではないかと思います。
- ・更新・解体時には構造・素材情報が必要となるといった記述がありますが、新築であれば建築確認申請があるが、解体にはそのようなルールはありません。直接建設リサイクルには関係ないかもしれませんが、そのようなルールができればと考えています。

(4) 最終対応案

委員会でのご意見を踏まえ、次のとおり、中長期に目指す方向性に加筆という形で、対応させて頂きたいと思います。

【修正案（下線部等：修正・追加した部分）】

2. 中長期的に目指すべき方向性

(1) 建設リサイクル全般の主要課題

③建設リサイクル分野における生産性向上の必要性

人口減少時代においても、やはり、経済活動の礎となる社会資本整備におけるリサイクル推進は重要である。日本全体の労働人口が減少傾向であることを踏まえ、政府全体として生産性向上の取組を促進しており、建設業においても

「i-Construction」として生産プロセスにおける ICT 技術の活用推進など、建設現場の生産性向上に係る取組を進めている。また、建設リサイクルの「質」を長期的に考えると、Society5.0 の社会実装が進み、BIM/CIM 等によって蓄積が可能となる資材の製造・供給元や品質のデータ、発生土・搬入土の移動履歴データの活用等についても、今後、重要となってくると考えられる。さらに、建設発生土等の建設副産物物流の効率的なモニタリングの実施にも ICT 技術等は有効な手段であり、今後、建設リサイクルの分野においても、積極的に ICT 技術等を活用した取組を進めていく必要がある。

主要論点5：建設汚泥 [p. 16]

(1) 事前に提出された御意見等

- ・建設汚泥処理土については、公共工事が率先して再生利用制度を活用するよう、謳うべきです。以前、関係省庁、関係団体等と建設汚泥処理土の活用について継続的に議論しましたが、全く公共工事の実績を作ることができませんでした。
- ・建設汚泥を原料とした再生品のほとんどは建設工事以外では利用できない。そのため「再生利用制度」の活用又は「売却」を行うよりも、「購入」又は「再生利用制度」を活用して利用を進める」観点での対策が効果的である。
- ・建設汚泥には、「再生資材の品質基準及び保証方法の確立」が早急に必要。関係団体も取組を行っているので、参考にして頂きたい。

(2) 委員会で提示した対応方針案

- ・「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（平成18年6月）に基づいた「再生利用制度の活用」について、盛り込みました。一方で、調査したところ、約20の自治体で（再生された）建設汚泥処理土が認定されており、ある程度の自治体発注工事で利用できる環境となっていることも事実です。
- ・関係団体の自主基準等も確認しており、参考としております。ただし、再生資材の品質基準については、建設汚泥のみならず、再生砕石等も必要であることから、総合的な記載としています。
- ・以上より、原案のままとさせて頂きたいと思えます。

(3) 委員会で頂いた御意見

特段の御意見はありませんでした。

(4) 最終対応案

特段のご意見はなかったため、原案のままとさせていただきます。

主要論点6：目標値と達成値 [p. 17]

(1) 事前に提出された御意見等

- ・どちらかを削除し、達成基準を既に達成している品目、例えばアスコン塊は、「99%以上を維持」と書き、未達の品目、例えば建設汚泥は「95%以上」と書くなどしてはどうか。
- ・「目標値」と「達成基準値」の区別がわかりにくいと思います。
- ・建設発生木材の2025達成基準について、2018年度で96.2%を達成している中で95%とするのは問題ないでしょうか。(最低でも96%、できれば98%とすべきでは。)

(2) 委員会で提示された対応案

事務局案としては、目標値を削除することが適切と考えていますが、委員の方々の意見も伺いながら、修正或いは表現の仕方を検討させて頂きたく存じます。

【原案】

(4) 目標設定

本計画において、再資源化率等の目標について、表2-1のとおりとする。

これまでの計画において、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、本計画より、平成30年度副産物実態調査の実績が95%を超える品目については再資源化率等の維持を目指すことを基本とし、100%を目標としつつ、目標値のほか達成基準値を設けることとする。(以下、略)

表2-1 本計画の目標

品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 目標値	2024 達成基準
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	100%	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	100%	99%以上
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	100%	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	100%	96%以上
建設発生土	有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上	80%以上
(参考値)					
品目	指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 目標値	2024 達成基準
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	-	-

(3) 委員会で頂いた主な御意見

- ・表2-1の廃棄物全体、建設発生土の現状維持となっているのが気になりました。限界値ということなのか。感想にはなりますが、目標値を上げていったほうが意欲的に見えると思いました。
- ・建設発生土の達成基準について、現状維持ということは社会的に問題ないと考えているように見られてしまうかもしれないので、その辺りの考え方を教えて頂きたいと思います。(事務局より、都道府県の建設発生土の有効利用率の全体的な推移を示したグラフを見ると、有効利用率が少しずつではあるが、収束しつつあるように見え、ある程度限界に近くなっていること、不適切な処理をされている土は全体のおそらく数%であり、有効利用されていない土約20%全てというわけではないと考えられることを説明。)
- ・今回の目標については不適切な事案とは別次元の話題と理解いたしました。不適切な事案については論点9のとおりトレーサビリティで対応していくということと考えます。
- ・目標値をなくすことに賛成いたします。
- ・目標値と達成基準、一緒に使うのはわかりにくいと考えます。

(4) 最終対応案

目標値と達成基準値について、どちらかを削除することについてコンセンサスが得られたこと、達成基準はやはり現状より少しでも高い方がよいという委員の方々の意見を踏まえ、次のとおり、修正しました。一方で、達成基準が95%以上となり、非常に高くなってしまふことから、再資源化率等が維持された場合は、その達成状況を「概ね達成」と評価することを明記しました。

【修正案（下線部等：修正・追加した部分）】

(4) 目標設定

本計画において、再資源化率等の目標について、表2-1のとおりとする。
 これまでの計画において、建設廃棄物の再資源化率等は大幅に向上しており、より高い目標値の設定が困難となってきたことから、本計画より、平成30年度副産物実態調査の実績値が95%を超える品目については、今後、再資源化率等の維持を目指すこととする。については、これまでの「目標値」にかえて、「達成基準値」を設け、再資源化率等が維持された場合にも、その達成状況を「概ね達成」と評価することとする。(以下、略)

表2-1 本計画の目標

品目		指標	2018 目標値	2018 実績値	2024 達成基準値
	アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.5%	99%以上
	コンクリート塊	再資源化率	99%以上	99.3%	99%以上
	建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上	96.2%	97%以上
	建設汚泥	再資源化・縮減率	90%以上	94.6%	95%以上
	建設混合廃棄物	排出率	3.5%以下	3.1%	3.0%以下
建設廃棄物全		再資源化・縮減率	96%以上	97.2%	98%以上
建設発生土		有効利用率	80%以上	79.8%	80%以上

(参考値)

建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	60%以上	63.2%	—
---------	----------	-------	-------	---

主要論点7：調達 [p. 18]

(1) 事前に提出された御意見等

- ・ 3. 取り組むべき施策に、リサイクルの「質」を向上させるため、さらに「調達要件」とすることを検討すべき。

(1) 建設副産物の高い再資源化等の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

循環型社会形成のため、引き続き発生抑制及び再資源化のための取組を実施する。また、これまでの計画においては、再資源・循環率等の排出側の指標により建設リサイクルの進捗を管理してきたが、今後は利用側の指標を検討し、リサイクルの「質」を向上させるための取組を実施し、調達要件とするための方策を検討する必要がある。

(2) 委員会で提示された対応方針案

公共事業の主目的はインフラ整備及び維持管理であり、リサイクルは重要な観点であるものの、「調達要件とする」について統一的に対応することは現時点では難しいと考えます。原案のままでお願いさせて頂きたいと思っております。

【原案】

3. 取り組むべき施策

(1) 建設副産物の高い再資源化等の維持等、循環型社会形成へのさらなる貢献

循環型社会形成のため、今後も高い再資源化率等を維持し、引き続き、再資源化のための取組を実施する。

また、これまでの計画においては、再資源・循環率等の排出側の指標により建設リサイクルの進捗を管理してきたが、今後は利用側の指標を検討し、リサイクルの「質」を向上させるための取組を実施する必要がある。

(3) 委員会で頂いた御意見

特段のご意見はありませんでした。

(4) 最終対応案

特段のご意見はなかったため、原案のままとさせていただきます。

主要論点 8：建設発生土の不適切な取扱への対応 [p. 20]

(1) 事前に提出された御意見等

- ・背景として 首都圏からある地方への残土搬入の例が挙げられていると思いますが、この例は、残土搬入の条例が他の都道府県に比べて緩やかであったため、多量に搬出されたものと認識しています。このような事案の中には、法令違反のものも法令違反でないものも含まれていることから、全てを「不適切な取扱」とまで言ってよいか疑問があります。
- ・指定地処分については、公共工事の場合は指定されるケースが多いが、民間工事のケースでは、経済性の原理で自由処分となる場合が多く、指定地処分は経済合理性の観点からもふさわしくないと考えます。
- ・民間建築工事でも建設発生土の指定地処分を拡大させる考えでしょうか。非現実的だと思います。

(2) 事務局の対応方針案

- ・首都圏から地方への残土搬入の例に限らず、その他のパターンでも残土搬入は問題となっているケースが存在します。
- ・御指摘のとおり、残土条例が存在しない地方で発生していたことは事実です。そして、法令違反といえない可能性も存在しますが、適切に処理されているとは言い難い事案が存在するのも事実だと思います。他方、法令に違反している業者も存在しています。
- ・また、民間建築工事での指定処分拡大については非常に難しい課題であることは認識していますが、一方で民間の土木工事の指定処分率が、国の直轄事業ほど大きくないのも事実であり、その部分については何らかの形で協力を求めていくことを検討すべきと考えています。
- ・以上より、他委員の方々の意見も伺いながら、原案をベースに検討していきたいと思えます。

【原案】

○建設発生土の不適切な取扱への対応（継続、本省及び各地方協議会）

建設発生土の内陸受入地での不適切な処理を抑止するため、その処理等に関する情報を把握するためのシステムを検討する。また、行き先が不明確な土等の発生自体を抑制するため、工事発注に際して、具体の搬出先を発注者が指定する指定処分の拡大に努める。さらに、建設発生土受入地の登録制度等の試行に努める。

（3）委員会で頂いた御意見

- ・不適切な事案について、どうしても規制が緩いところに（行き場のない発生土は、）流れてしまいます。全国足並み揃えて条例を進めていくべきです。（事務局より、このような事案が派生する地域は、地方によって偏りがあり、全国一律の対応が必要かも含めて、我々としては注視していきたい旨回答。）
- ・法違反の認識を教えてください。（事務局より、宅地造成法等の申請を適正に行っている場合もあれば、行っていない場合もあること、申請が適正に行われている場合でも積み方が不適切な場合も存在することを説明。）
- ・「不適切」という表現でよいと思います。形式的に法令違反か否かというより、実質的に悪影響があるか、という観点が大事です。

（4）最終対応案

事務局案に対して、肯定的な意見が殆どだったので、原案をベースに趣旨を明確化して、対応させていただきます。

○建設発生土の不適切な取扱への対応（継続、本省及び各地方協議会）

建設発生土の内陸受入地での不適切な処理を抑止するため、その処理等に関する情報の把握・共有を図る。また、行き先が不明確な土等の発生自体を抑制するため、工事発注に際して、具体の搬出先を発注者が指定する指定処分の拡大に努める。さらに、建設発生土受入地の登録制度等の試行に努める。

主要論点9：トレーサビリティ [p. 23]

(1) 事前に提出された御意見等

- ・「建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用」においては、利用する際のトレーサビリティのことが書かれていますが、供用中の構造物や道路等にどのような材料が使われたかといったトレーサビリティも同様に重要であると思います。道路はリサイクル材の蓄積が進み、将来、再利用の限界があるのかも知れないと考えています。

(2) 事務局の対応方針案

- ・ご指摘について理解いたしますが、現時点において、それぞれ供用中の構造物等にリサイクルの観点からどのような材料を使っているかを把握することは難しく、まずはどの品目で再生資材の利用が進んでいないのかを把握することが重要と考えております。このため、各品目について、まずは再生資材利用率の導入検討から始め、再生資材の利用に関して全体の傾向を把握させて頂きたいと考えています。
- ・ただし、建設発生土については、社会的に問題となっており、実際どのような経路で土がやり取りされているか不明な部分があり、その把握について急を要することから、まずはトレーサビリティの試行をさせて頂きたいと考えております。
- ・以上より、原案のままさせて頂きたいと思います。

【原案】

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用（新規、本省）

不適切な処理により、環境保全上の支障が生じている事案が存在している建設発生土について、適正処理を促進するためには、発生元から搬出先までを正確に追跡・把握することが重要である。しかしながら、発生元から最終の搬出先までは多数の受入地や業者を経由することから、その実態把握は困難である。このような状況を踏まえ、建設発生土の適正処理のため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までを正確に把握するトレーサビリティシステムの試行を行う。

(3) 委員会で頂いた御意見

- ・個別課題に書きづらいというのは理解しているので、どこかにトレーサビリティが必要というようなことが書いていただけるとありがたいです。
- ・論点4にも関係しますが、次にうまく繋げる記載はできるのかもしれませんが。
- ・仕組みは良いと思いますが、指定処分できていないから不適正処理が起きている、トレーサビリティできていないから不適正処理が起きている、というのは理屈が通っていない気がします。トレーサビリティは重要であると考えますが、不適正処理との因果関係はないのではないのでしょうか。廃棄物のマニフェストについても履歴が追えるが、抑止力になっていないと考えます。目的が違う気がいたします。(事務局より、不適正処理をなくすため、実態を把握することは重要であり、そのためにトレーサビリティは重要である旨説明。)
- ・論点4と同じく、高度デジタル化を行う必要があります。道路については、副産物が何でも再リサイクル先になるので、建設副産物のトレースが大事となります。
- ・今まで路盤材等、リサイクル材を多く使ってきました。REリサイクル(リサイクル品のリサイクル)の時代が来ていると思います。何か品質基準等の対策を考えておく必要があるかもしれません。

(4) 最終対応案

主要論点4(4)において高度デジタル化を明記していること等を踏まえ、次のとおり、対応させて頂きたい。

【修正案(下線部等:修正・追加した部分)】

9 建設発生土の適正処理促進のためのトレーサビリティシステム等の活用

○建設発生土のトレーサビリティシステム等の活用(新規、本省)

建設発生土については、発生元から最終の搬出先までは多数の受入地や業者を経由することから、その移動の実態把握は困難である。一方で、その実態把握は建設発生土の不適切な取扱の抑制等にも資する可能性があり、移動の経路を正確に追跡し、実態を把握することは重要である。このため、ICT技術を活用し、発生元から搬出先までの経路を正確に把握するトレーサビリティシステムの導入等について試行を行う。(主要論点4(4)も参照。)

主要論点10：グラフの表現 [p. 27]

(1) 事前に提出された御意見等

古い年度のバーが新しい年度のバーに隠されていて、確認できない箇所があります。例えば、図 4-1 の、95%辺り、平成 24 年度はゼロでしょうか。

(2) 事務局の対応方針案

次頁のような修正を考えているものの、現在の棒グラフの方がニュアンスは伝わりやすいと考えます。重要なのは、バーの数値ではなく、分布であるため、原案のままの方がよいと考えますが、委員の方々の意見を伺わせて頂きたいと思えます。

(3) 委員会で頂いた御意見

- ・折れ線より棒グラフのほうがわかりやすいです。ただ、重なっているところがわかりにくいと思えます。細かい話で申し訳ありませんが、棒の重なりを少しずらすことはできると思えますので、お願いします。
- ・折れ線でわかりやすくなりました。

【修正案】

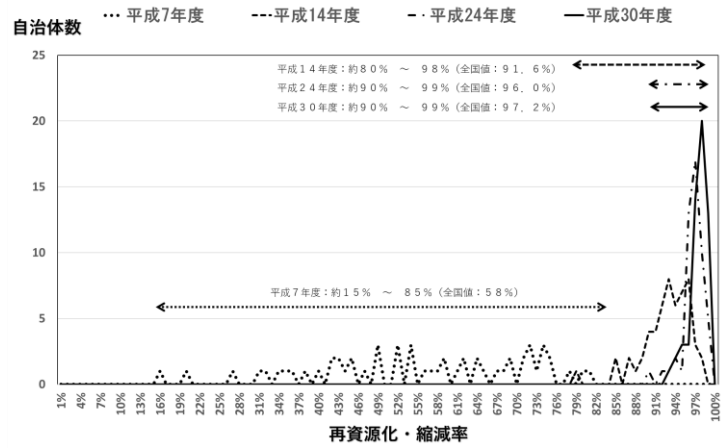


図 4-1 各自治体における建設廃棄物再資源化縮減率分布の推移

【原案】

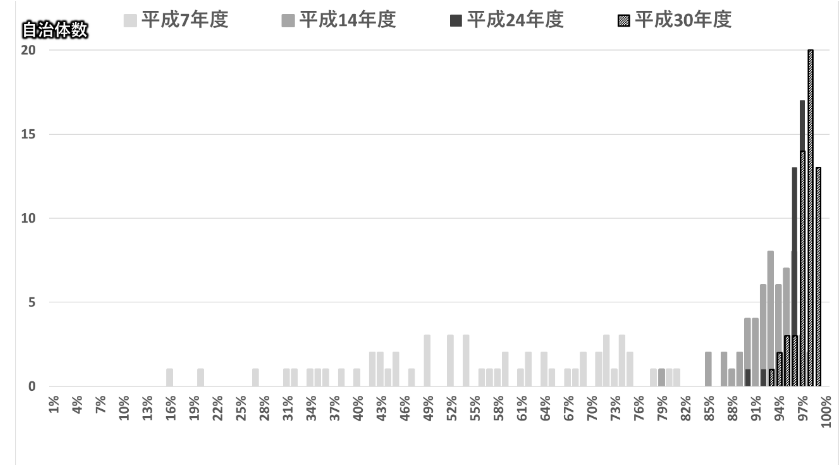


図 4-1 各自治体における建設廃棄物再資源化縮減率 分布の推移

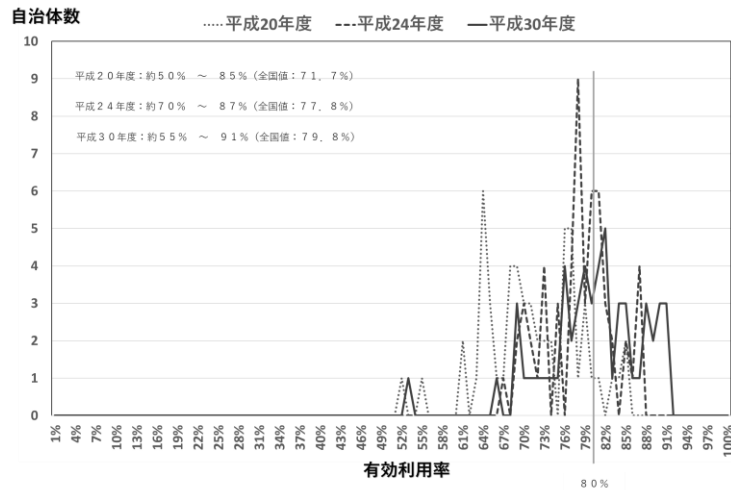


図 4-2 各自治体における建設発生土有効利用率 分布の推移

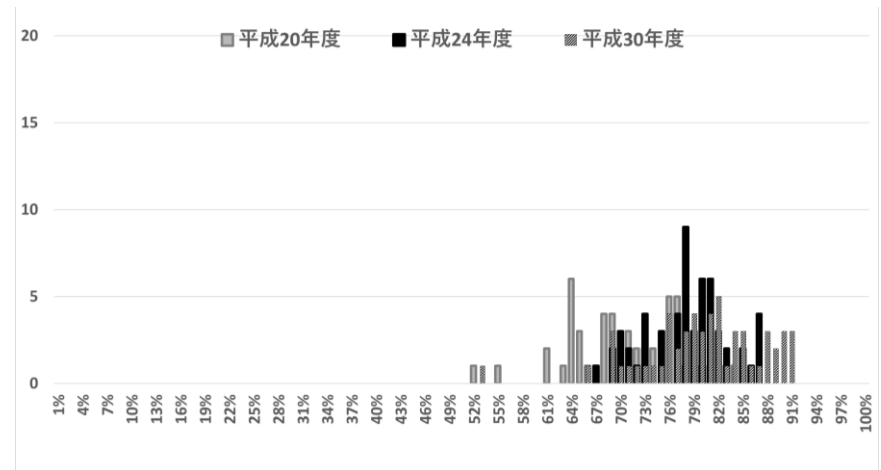


図 4-2 各自治体における建設発生土有効利用率 分布の推移

(4) 最終対応案

- ・委員皆様のご意見を踏まえた結果、棒グラフの重なりを解消した案での対応とさせていただきます。

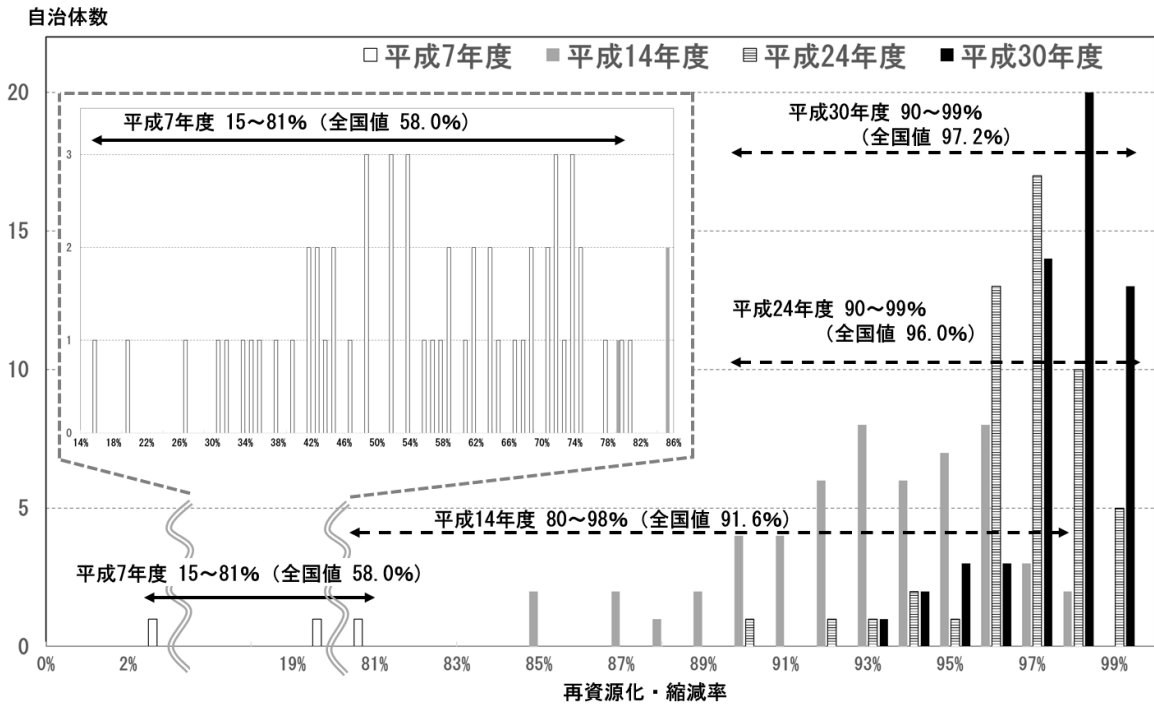


図 4-1 各自治体における建設廃棄物再資源化縮減率分布の推移

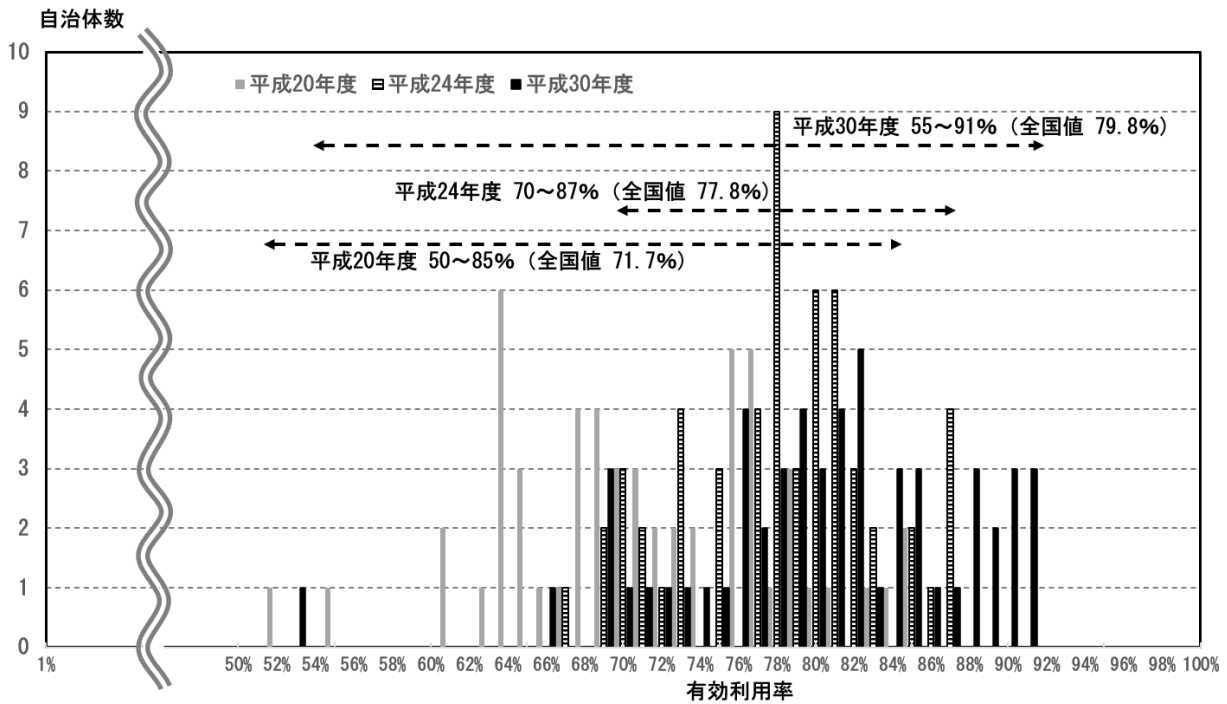


図 4-2 各自治体における建設発生土有効利用率 分布の推移